

第34回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年4月20日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年4月20日（木）午前10時00分から午前11時50分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己 2番 大橋 好一 3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治 7番 琴寄 成人 8番 清水 利通 9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
廣澤 薫推進委員 白井正敏推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一
主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年4月20日（木）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第34回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。また、廣澤 薫推進委員、臼井正敏推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 皆さん改めましておはようございます。今日は皆様におかれましては、田植えなどお忙しい中、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また推進委員の2名に方につきましても大変ご苦労様でございます。

先月の3月27日から29日まで、3年間の慰労を兼ねました親睦会旅行、本場に皆様にご協力いただきまして、楽しく旅行が出来ました。この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、4月1日、改正農業経営基盤促進法が施行しまして、農地の将来像を決める地域計画の策定が本格化してまいりました。これまでの「人・農地プラン」と異なりまして、一筆ごとに誰が農地を担うかを特定するのが、特徴でございます。今日の新聞、長野のJA安曇では、県内のモデルになったというような記事がありまして、ここはJA安曇、果樹の部会、リンゴの部会が主体となりまして、果樹農家約700人に調査票を送付し、9割が回収できた。これから結果を基に部会で話し合い、地域計画の検討が始まるような記事であります。

今後、こういった他で取り組んでいくことを、7月で改選になりますが、見本にして取り組んでいただければと思います。事務局としましても方法はいろいろ考えていると思いますので、忙しくなると思いますがよろしく願います。

今日の総会も忙しい中の総会でございますので、皆様にご協力いただきながら進行していきますのでよろしく願いしまして挨拶といたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 大橋 好一 委員、3番 高橋 敏男 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

3月27日(月)から29日(水)の3日間、広島・山口方面へ第24期農業委員会親睦旅行を行い、梁島源智会長以下17名と私が参加いたしました。お手元に、アルバムと決算報告書がありますので、あとでご確認ください。

4月14日(金)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、琴寄成人農業委員、大関孝男農業委員、早乙女誠農業委員、臼井正敏推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明(宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下馬木) 自作地 22畝

譲受人 _____ (下馬木) 自作地 108畝 借受地 29畝

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字_____ 田 1533㎡
 売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地132㌥ 借受地15㌥
 譲受人 _____ (本郷) 自作地239㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字_____ 田 1325㎡
 壬生町大字上稲葉字_____ 田 1305㎡
 合計 2630㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第3項

譲渡人 _____ (下野市) 自作地14㌥ 貸付地44㌥
 譲受人 _____ (福和田) 自作地659㌥ 借受地11㌥
 貸付地103㌥

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____ 畑 1358㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第4項

譲渡人 _____ (下野市) 自作地76㌥
 譲受人 _____ (上新町) 自作地12㌥ 借受地7㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井字_____ 畑 2785㎡
 壬生町大字藤井字_____ 畑 1113㎡
 壬生町大字藤井字_____ 畑 701㎡
 壬生町大字藤井字_____ 畑 1425㎡
 壬生町大字藤井字_____ 畑 750㎡
 壬生町大字藤井字_____ 畑 827㎡
 合計 7601㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働4人

第5項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地12㌥
 譲受人 _____ (上町) 自作地149㌥ 借受地20㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字_____ 田 1 2 2 7 m²
贈与による所有権移転 稼働5人

以上、第1項から第5項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る4月16日に私と高橋農業委員、賀長推進委員の3名と、譲受人_____ 立会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりましたが、なんら問題がないと思われ。が、補足として、ちょっと面積が議案にかかっている面積より少し少ないのではないかと、という事が目につきました。一緒に確認した譲受人の_____には納得していただきました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 この面積が少ないというのは、どういうことですか。

●7番 琴寄 成人 委員

議案では1533m²になっていますが、見た目では、1反歩ちょっと、1000m²ちょっとくらいしかないのかな、と思いました。それと地図と現況の形が違う。現状は楕円形。地図では三角形になっています。それが現場と違う感じでした。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

2項案件について説明いたします。去る4月17日に私と大関農業委員、青木推進委員3名と、譲受人の_____の親である_____の立会いのもと、確認してまいりました。チェックシートに基づき確認しましたが、なんら問題が生ずる恐れがないと思われまますので、審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員
価格なのですが、1反歩1万円というのは、砂利を取った後とかの理由があるのですか。

●7番 琴寄 成人 委員
ここは砂利を取った後です。譲渡人の_____の所と、現地とはかなり距離があります。実際、贈与という話があったが、1万円ほどでの売買になります。コメは取れるという事です。砂利を取ったおかげで10俵ほど取れるという事です。形もいいところです。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

3項案件について、去る4月16日に、譲受人_____立会いのもと、農業委員 大橋好一氏、鈴木良一農地利用最適化推進委員とともに、現地を調査し、周辺地域の関係について確認しました。チェックシートに従い1番から7番について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。審議をお願いします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

農地法3条規定4項案件について説明いたします。

この4項案件は4月16日午後2時から、高橋敏男農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、議受人 _____と私で現地確認をしてまいりました。6筆ともチェック項目に関して問題のなかったことを報告申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

参考に聞きたいのですが、この方は現在2反歩くらい持っていて、今回7反歩以上買っていますが、作物はなにを作っているのですか。

●9番 早乙女 誠 委員

まだそこまで決まっていらないのですが、ゆくゆくその周りを買っていくための先行だと聞いています。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

_____という、_____農家の義理の弟で、_____を作付けするために、購入すると聞いております。

●1番 刀川 正己 委員

_____と言うのは、会社を経営している人ですか。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

農業法人をやっていて、かなり規模拡大して、ハウスも作り、一生懸命農業をやっている方です。

耕作放棄地のようになっていたところで、地元で解消してほしいという話があったのと、耕作放棄地の解消は県や国の補助金の対象になるという事で、そのような理由で購入したとのことです。

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第5項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

5項案件について悦明いたします。去る4月16日、私と高橋農業委員、賀長推進委員の3名と、譲受人の_____の立会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりましたが、何の問題も生ずる恐れが無いと思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。補足ですが、譲渡人と譲受人は兄弟関係になりますので、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (助谷)
_____ (東原)
_____ (東原)
賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字_____	畑	9 8 8 m ²
壬生町大字福和田字_____	畑	7 5 7 m ²
壬生町大字福和田字_____	田	1 8 3 6 m ²
	合計	3 5 8 1 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (今井)
賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字_____	田	8 6 9 m ²
----------------	---	----------------------

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権設定

第3項

賃貸人 _____ (三好町)
賃借人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字_____	畑	9 7 8 m ²
----------------	---	----------------------

太陽光発電設備敷地 20年間の賃借権設定

第4項

賃貸人 _____ (栃木市)
_____ (国谷新田)
賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____	田	1 5 5 . 6 6 m ²
壬生町大字国谷字_____	畑	1 3 9 5 m ²
壬生町大字国谷字_____	畑	7 6 6 m ²
	合計	2 3 1 6 . 6 6 m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

第5項

賃貸人 _____ (台宿)
賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字_____	畑	750㎡
壬生町大字羽生田字_____	畑	694㎡
壬生町大字羽生田字_____	畑	717㎡
	合計	2161㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

補足となりますが、第1項の園芸用土採取につきまして、資料の案内図をご覧いただきたいのですが、申請地と記入されている1筆の右の、白ぬきされているところですが、そこは国が所有している国有地になっております。現地調査の時点で堺の杭が打っていなかったのですが、先日、業者の方から測量して杭を打ったと連絡がありましたので、事務局で現地を確認して区域が特定されたことを確認いたしました。

あと、第4項の_____の案件につきましては、3月に申請が出た案件ですが、搬出入路が確保できないという事で許可保留としておりました。今回申請地の東側の農地の一部を借りて搬出入路とするという事で、今回申請が出ております。なお、隣に_____がありますので、そちらからの要望で、ゴールデンウィークが終わってから事業を始めてほしいという事があるようなので、事業開始はゴールデンウィーク以降になるという事です。

以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る4月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 7番 琴寄成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 7番 琴寄成人 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、4月14日(金)に私と大関孝男農業委員、早乙女 誠農業委員、臼井正敏推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約150mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地及び道路から2m、隣接者から同意を得られなかった箇所については5mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します、最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については宇都宮市内の_____から調達予定であります。事業資金_____については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、4月28日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、県道宇都宮栃木線_____から南東に約200mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、現在耕作されておらず、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル147枚、合計出力80.85キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (3項案件について報告)

次に第3項についてご報告します。

申請地は、_____から北に約100mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、現在耕作されておらず、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。550ワットのパネル172枚、合計出力94.60キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては許可やむなしとなりまし

たので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____の西側に位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金_____については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、借借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一委員

●2番 大橋 好一 委員

先ほど事務局の説明で、隣の_____との話は聞きましたが、搬出の道路で、_____と_____の間の道路を通過して県道へ出るのか、それとも側道の方を通過して出るのか。_____から_____に歩いてくる方もいるので、この出入りにダンプカーが通ると道幅がいっぱいになるかと思います。だから許可書を出すときになるだけ側道の方を通過して搬出するような指導をしてもらったほうがいいのではないのでしょうか。ゴールデンウィーク過ぎてもまだ_____はやっていると思います。若干歩いてくる人がいることを想定していると思いますので、その辺を指導したほうがいいと思います。

○議長 計画書ではどうなっていますか。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

計画書でメインで通るのは側道の方です。

側道を通過して事業をやるように、許可証を交付の時に指導いたします。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に200mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度とする計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自社ストックヤードから調達予定であります。事業資金_____については自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保管角度、掘削の深さを守る事について厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (助谷)

_____ (宇都宮市)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷字_____ 田 12044㎡

園芸用土採取を目的として、令和3年6月28日付で農地転用許可

令和4年6月20日付で1年間の許可延長

今回は、令和6年6月27日まで期間延長のための事業計画変更

以上になります。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る4月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の7番 琴寄 成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員 (1項案件について報告)

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ4月14日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年6月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可、令和4年6月20日付で期間延長の許可を受けております。理由書によると、赤玉土、鹿沼土の品質が想定よりも悪く、計画どおり販売することができず、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、所有権移転の案件で私が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されますので、当該事案の議事については、私は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。

議案書7ページから8ページ 利用権設定の新規・賃借権分について、11件、21筆、面積合計が40,502㎡となっております。

次に利用権の新規・使用貸借権分について、9ページ、2件、6筆、面積合計が5,614㎡となっております。

次に利用権の再設定・賃借権分について、10ページから12ページ、3件、45筆、面積合計が27,676.91㎡となっております。

次に利用権の再設定・使用貸借権分について、13ページ、1件、6筆、面積合計が2,354㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、14ページから18ページ、19件、72筆、面積合計が96,172㎡となっております。

次に一括方式の新規・使用貸借権分について、19ページ、9件、14筆、面積合計が16,200㎡となっております。

最後に所有権移転について、20ページ、1件、3筆、面積合計が3,189㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私 が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私 が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、議長を篠原職務代理に交代し、退席いたします。

(梁島会長 退席)

(篠原職務代理 着席)

○議長 (篠原職務代理)

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、梁島 源智 会長 が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 (篠原職務代理)

発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、梁島 源智 会長 が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 (篠原職務代理)

全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、梁島 源智 会長 が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長（篠原職務代理）

ここで、退席されていましたが会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

（篠原職務代理 自席へ着席）

（梁島会長 議長席へ 着席）

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の21ページのとおり5件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●7番 琴寄 成人 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明の第1項の件について説明いたします。去る3月8日、私と賀長推進委員、また願出人の_____夫婦の立会いのもと、確認してまいりました。場所は平成3年10月頃から農業用ハウスの建築資材を保管する為に倉庫を新築し、現在も資材置き場として利用していることを確認してまいりました。以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●8番 清水 利通 委員（2項案件について報告）

それでは2項案件について報告いたします。去る3月21日、代理人立会いのもと、癸生川推進委員と私とで現地を確認してまいりました。

記載のとおり20年以上前から宅地利用していることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●5番 篠原 正明 委員（3項案件について報告）

3項案件について去る3月5日、願出人 _____立会いのもと、木野内佳代子推進委員とともに調査をしてまいりました。現地は急な斜面になっており、昭和60年ごろから自宅敷地と一体利用していますが、土地全体に庭木があり農地利用は難しいものと確認して参りました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（4項案件について報告）

4項案件についてご説明します。3月25日 午前9時より私と推進委員の星川 旭氏、また___登記測量事務所の担当者____、願出人の____さんとともに現地を確認してまいりました。現地は地権者の____と____の農地が、昭和50年の航空写真を見ましても道路として使用していたことを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの4項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に第5項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員（5項案件について報告）

5項案件についてご説明します。これも3月25日 午前9時より同じメンバーで調査を行いました。5項案件は4項案件に隣接する農地で、その奥が____の土地ですが、その土地も昭和50年から航空写真を見ましても道路として使用していることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの5項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第5項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の22ページから23ページのとおり10件の申請がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

●議長 次に日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の24ページのとおり2件の申請がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の25ページのとおり6件の申請がございます。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次にその他についてお願いします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 松本主任

事務連絡になります。

1. 委員の皆様にお願ひした農地の斡旋について
清水推進委員の斡旋により買い手が見つかった。
2. 役場内クールビズについて
実施期間が5月1日～10月31日
ノーネクタイ、上着着用なし
3. 農業委員会活動記録簿について
今年度分の活動記録簿の配布
国の交付金「農地利用最適化交付金」のため、活動記録簿の記入をお願いしたい。少しでも活動した場合は記入する。
4. 令和4年農業新聞普及拡大特別対策費の交付
対象：令和4年1月～12月まで
5. 委員報酬について
旅行積立：令和5年3月分（4月振込）より中止
親睦会費：令和5年6月分（7月振込）より中止

○議長 次に私の方からですが、農地利用最適化推進委員の選考についてですが、農業

委員は、10名の応募があり、17日に選考委員会があり、10名の候補者で確定しました。

農地利用最適化推進委員については、3月1日から28日までの4週間で、17名の推薦、応募がございました。

大方の所は調整がついて各担当地域1名の推薦・応募でしたが、壬生地区の2番の区域と南犬飼地区の1番の区域が2名ずつでございまして、この調整をしなければならないと思います。

農地利用最適化推進委員につきましては、5月の総会で選考としていますが、5月の選考時にどのような基準で選考していったらよいか、検討をお願いしたいと思います。

お手元に農地利用最適化推進委員選考基準があると思いますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

また、選考する委員ですが、私の案ですが、

(1) 農業委員全員で選考する。(2) 該当する地区の農業委員で選考する。

(3) 該当する地区の農業委員と会長、職務代理で選考する。

との考えもありますが、どのようにするか、皆様の考えをお聞かせください。

事務局は、どのような考えですか。

- 局長 事務局の意見としては、農地利用最適化推進委員候補者選考基準に基づき、点数での選考で、該当する地区の農業委員と会長、職務代理で選考 というのが、問題なく選考できるのではないかと思います。

また改めて選考委員会を開く日程をとれないと思いますので、今回、選考資料を配布して、5月の総会までに返送していただき、5月の総会で結果を公表する。という形か、又は、皆様の都合の良いときに事務局ぬきで集まっていただき、選考し、5月の総会に結果を公表するというのはいかがでしょうか。

皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

- 1番 刀川 正己 委員

これは申し込み要領で各地区1名と謳ってあったと思うのですが、だからこれからもうこういうことがあると悩みの種になりますね。

- 議長 でも応募するなどは言えないですから。自治会とかであれば調整できるのですが、個人的に応募してくる方もありますので、その調整はできないので、選考するしかなくなってきますね。

- 事務局 宇賀神農地調整係長

選ぶのは各地区一人ずつなのですが、推薦、応募に関しては制限できないです。

- 8番 清水 利通 委員
定数で収まるという事は、いまの応募要領のなかだとオーバーする可能性もありますよね。

- 9番 早乙女 誠 委員
推進委員も公職選挙法に関係してくるの。

- 1番 刀川 正己 委員
公職選挙法には関係ないです。今は。

- 6番 高橋 宏治 委員
この基準では、農業委員会総会において候補者を選考とあるので、こう書いてあると総会に諮らずをえないのではないですか。総会に諮るという事は、議事録に載るという事ですから。

- 局長 そうです。議事録に残ります。
スムーズに総会を進めるために、とりあえず、今回、どういう風に決めたらいいかという事で、議題にあげました。4月から5月の期間中に各地区1名に絞れば、5月の総会にかけてスムーズに進められればいいのではと思いました。

- 6番 高橋 宏治 委員
総会において候補者を選考したうえでと書いてあるので、議事録の残し方として、調整が終わった後に結果だけの報告だと、まずいのではないかと思います。内々に話し合いをするのは構わないのですが、総会で選考したという議事録を残しておかないと、なので基準というのがどのレベルの基準なのか。この基準が公的な基準であれば結果だけ発表となると、応募があったのなら総会で選考を行わないとまずいのでは。応募が2名あったのに、結果だけ公表というのはまずいのではないのでしょうか。

- 議長 持っていきようだと思います。今日話をして協議していただいて、この次の総会に皆さんで語りながら、そういう形でいいのではないですか。
調整するのも大変だと思うので。

- 8番 清水 利通 委員

内規、案が消えていますので、当該地域の農業委員さんと、会長、職務代理等で、あらかじめ調整するというようなことを前もってやったうえで、その結果を皆さんで審議してもらい、そして承認がもらえればいいのではないですか。

全地区で対応するのではなく、該当地区で対応でいいのでは。

○議長 では、事務局案という事で進めさせてもらいますがいいですか。事務局無しで、2回になってしまいますが、協議するという事で。

日程等につきましては、これが終わったら協議するようにしましょう。

○議長 次に6月の総会後の24期の慰労会ですが、親睦旅行をやったので、特にやらなくてもという事でしたが、職務代理と相談した結果、旅行に行けなかった人もいたので、最後という事で慰労会をやった方がいいでしょう。

強制参加ではないのですが、実施する方向で。

●2番 大橋 好一 委員

まだ親睦会費はあるのかな。

○議長 親睦会費は、縮めていただいて、懇親会は会費制で、残金があれば皆さんにお返しするという事で、縮めてもらいましょう。よろしいですか。

旅行積立も縮めてもらいましょう。

●1番 刀川 正己 委員

その方がわかりやすいですね。

○議長 あと一つ、退任の記念写真の撮影につきましては、就任時に皆さんと撮影しておりますので、今回は撮影しないという事でご了解ください。よろしいですか。

また、7月20日には新たなメンバーで記念写真を撮っていただければと思います。

○議長 7月19日が最後の総会。20日が新しい方々での総会になります。

●局長 20日には、任命の辞令交付式を行います。

○議長 20日のスケジュールは、午前中総会ですか。

●局長 委員さんには午前中から集まっていただいて、昼過ぎまでかかります。推進委

員さんは、昼過ぎから集まっていたいて、写真撮影、配布物の配布、スケジュールの説明、顔合わせの懇親会がある予定です。

町長、副町長、産業生活部長には出ていただく予定です。

○議長 町長、副町長 部長まででよろしいですか。あと事務局は全員で。会費等も相談してやってください。

○議長 私からは、以上です。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第34回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前11時50分閉会】

会 長 梁 鳥 源 智

2 番 大 崎 好 一

3 番 高 橋 敏 男